

●香川県選挙管理委員会告示第29号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙分会長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

令和3年10月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選 挙 分 会 長		選挙分会長職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
仲多度郡多度津町元町5番28号	大原 昌樹	高松市中央町5番22-505号	松葉 勇志